「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞	＜改正前＞
週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領（令和６年１０月版） １　目的 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、千葉県では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休２日制適用工事を試行する。この要領は、適用工事の試行に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。 ２　用語の定義 （１）適用工事 現場閉所による週休２日工事及び週休２日交替制工事の総称をいう。 （２）現場閉所による週休２日工事 １）週休２日 対象期間において、１期間（４週間単位）で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ２）現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 ３）対象期間 現場着手日以降の最初の土曜日（又は月曜日）から現場完成日までにおける１期間（４週間）を最小単位とした期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。 ４）現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。 ５）現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。 （３）週休２日交替制工事 １）現場閉所 閉所日に品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事等（※）によりやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、当該出勤者が別日に代休を取得することにより、閉所とみなす。 ※○品質確保や安全確保に係る軽微な作業の例 コンクリートの養生（散水作業）を行う場合、コンクリートの強度確認のみを行う場合、交通誘導員（安全監視船）のみ稼働している場合、灯浮標等機器点検、ケーソン工事における送気用設備運転のみの稼働の場合、天候（気象・海象）により作業できない場合 ○地域行事、現場見学会の開催の例 現場作業周辺の清掃作業、イメージアップ関連作業、現場作業が行われていない時の現場見学会 ２）休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。	週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領（令和５年１０月版） １　目的 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、千葉県では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休２日制適用工事を試行する。この要領は、適用工事の試行に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。 ２　用語の定義 （１）適用工事 現場閉所による週休２日工事及び週休２日交替制工事の総称をいう。 （２）現場閉所による週休２日工事 １）週休２日 ４週８休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。 ２）現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 ３）対象期間 現場着手日以降の最初の土曜日（又は月曜日）から現場完成日までにおける１期間（４週間）を最小単位とした期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。 ４）現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。 ５）現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。 （３）週休２日交替制工事 １）現場閉所 閉所日に品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事等（※）によりやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、当該出勤者が別日に代休を取得することにより、閉所とみなす。 ※○品質確保や安全確保に係る軽微な作業の例 コンクリートの養生（散水作業）を行う場合、コンクリートの強度確認のみを行う場合、交通誘導員（安全監視船）のみ稼働している場合、灯浮標等機器点検、ケーソン工事における送気用設備運転のみの稼働の場合、天候（気象・海象）により作業できない場合 ○地域行事、現場見学会の開催の例 現場作業周辺の清掃作業、イメージアップ関連作業、現場作業が行われていない時の現場見学会 ２）休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞	＜改正前＞
３）対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。 ４）対象期間 対象者が当該工事に従事した期間をいう。 （４）共通 １）対象期間外 ①年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日を含む）６日間、 夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の８月）３日間、 祝日（国民の祝日） ②工場製作のみを実施している期間 ③工事全体を一時中止している期間 ④発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 ⑤受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間 ２）４週８休 各期間において８日間以上の現場閉所日があることをいう。 ただし、１期間以内に祝休日（祝日、年末年始休暇、夏季休暇がある場合は、８日間（土曜日、日曜日）に祝休日の日数を加えた現場閉所日があることとする。	３）対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。 ４）対象期間 対象者が当該工事に従事した期間をいう。 （４）共通 １）対象期間外 ①年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日を含む）６日間、 夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の８月）３日間 祝日（国民の祝日） ②工場製作のみを実施している期間 ③工事全体を一時中止している期間 ２）４週８休 各期間において８日間以上の現場閉所日があることをいう。 ただし、１期間以内に祝休日（祝日、年末年始休暇、夏期休暇）がある場合は、８日間（土曜日、日曜日）に祝休日の日数を加えた現場閉所日があることとする。
３　対象工事 適用工事は、県土整備部港湾課が所掌する港湾関係工事（営繕関係工事は除く）を対象とする。 ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。 ・現場施工が１期間（４週間）未満の工事 ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）	３　対象工事 適用工事は、県土整備部港湾課が所掌する港湾関係工事（営繕関係工事は除く）を対象とする。 ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。 ・現場施工が１期間（４週間）未満の工事 ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
４　発注方式 現場閉所による週休２日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休２日交替制工事とすることができる。~~なお、いずれの場合においても発注者指定型とする。~~ また、現場閉所による週休２日工事として発注した場合において、受注者が週休２日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休２日交替制工事に変更することができるものとする。	４　発注方式 現場閉所による週休２日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休２日交替制工事とすることができる。なお、いずれの場合においても発注者指定型とする。 また、現場閉所による週休２日工事として発注した場合において、受注者が週休２日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休２日交替制工事に変更することができるものとする。

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞	＜改正前＞
５　工事費の積算 週休２日の補正係数（別紙１）を各経費等に乗じる。なお、端数処理等については、労務単価等の補正における計算仕様（別紙７）のとおりとする。 発注時は４週８休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、~~その達成状況に応じ~~減額変更する。 土木工事市場単価及び土木工事標準単価の補正については、週休２日制適用工事実施要領（令和６年１０月版）別紙１における「月単位の週休２日」の補正係数を各経費等に乗じる。なお、「通期の週休２日」の補正係数は適用対象外とする。 ~~なお、~~積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の間接工事費率は、主たる工種（金額の割合が最も高い工種）を適用するものとする。	５　工事費の積算 週休２日の補正係数（別紙１）を各経費等に乗じる。なお、端数処理等については、労務単価等の補正における計算仕様（別紙７）のとおりとする。 発注時は４週８休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。 土木工事市場単価の補正については、週休２日制適用工事試行要領（令和４年１０月版）別紙１の補正係数を各経費等に乗じる。ただし、週休２日交代制工事の補正係数及び４週６休・４週７休の補正係数は適用対象外とする。なお、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の間接工事費率は、主たる工種（金額の割合が最も高い工種）を適用するものとする。
６　実施方法 （１）条件明示等 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙２のとおり記載すること。 また、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。 （２）受注者による意思表示 受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表をもとに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督員と週休２日の取組方式と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。また、対象期間内における現場閉所予定日又は休日予定がわかる工程表等（以下、「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。 （３）工事看板による表示 受注者は、対象期間中、週休２日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別紙３）。 （４）実施報告 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙４）と併せて、現場閉所チェックリスト（別紙５）又は、休日確保状況チェックリスト（別紙６）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。 対象期間終了後は、速やかに最終月の週休２日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。 なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、　受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。	６　実施方法 （１）条件明示等 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙２のとおり記載すること。 また、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。 （２）受注者による意思表示 受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表をもとに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督員と週休２日の取組方式と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。また、対象期間内における現場閉所予定日又は休日予定がわかる工程表等（以下、「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。 （３）工事看板による表示 受注者は、対象期間中、週休２日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別紙３）。 （４）実施報告 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙４）と併せて、現場閉所チェックリスト（別紙５）又は、休日確保状況チェックリスト（別紙６）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。 対象期間終了後は、速やかに最終月の週休２日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。 なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、　受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞	＜改正前＞
（５）工期変更時の対応 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。 ① 工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合 ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。 ７　工事成績 週休２日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。 ８　その他 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、港湾課と協議すること。 附　則 この要領は、令和５年４月１日から施行する。 この要領は、令和５年１０月１日から施行する。 この要領は、令和６年１０月１日から施行する。	（５）工期変更時の対応 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。 ① 工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合 ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。 ７　工事成績 週休２日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。 ８　その他 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、港湾課と協議すること。 附　則 この要領は、令和５年４月１日から施行する。 この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞

別紙１

○各補正係数

・現場閉所による週休２日工事、週休２日交替制工事の補正

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
港湾土木請負工事積算基準	１．０４	１．０２	１．０２	１．０３
土木工事標準積算基準	１．０４	１．０２	１．０３	１．０５

○市場単価方式の補正係数について

No	名称	市場単価補正係数
1	底面工	1.03
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
3	支保工	1.04
4	足場工	1.02
5	鉄筋工	1.04
6	吊鉄筋工	1.04
7	型枠工	1.03
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04
9	止水版工	1.04
10	上蓋工	1.04
11	伸縮目地工	1.02
12	係船柱取付	1.04
13	防舷材取付	1.04
14	車止・縁金物取付	1.04
15	係船柱撤去	1.04
16	防舷材撤去	1.04
17	車止撤去	1.04
18	電気防食取付	1.04
19	防砂目地版取付工（陸上施工）	1.04
20	防砂目地版取付工（水中施工）	1.03
21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.03
23	ペトロラタム被覆	1.04
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
26	かき落とし工	1.04
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.02
29	灯浮標設置・撤去	1.03
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.04
31	異形ブロック製作　型枠工	1.04
	異形ブロック製作　コンクリート打設工	1.04
	異形ブロック製作　給熱養生	1.03

＜改正前＞

別紙１

○各補正係数

・現場閉所による週休２日工事、週休２日交替制工事の補正

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
港湾土木請負工事積算基準	１．０５	１．０４	１．０２	１．０３
土木工事標準積算基準	１．０５	１．０４	１．０４	１．０６

○市場単価方式の補正係数について

No	名称	市場単価補正係数
1	底面工	1.04
2	マット工（アスファルトマット設置）	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
9	止水版工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地版取付工（陸上施工）	1.05
20	防砂目地版取付工（水中施工）	1.04
21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23	ペトロラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
26	かき落とし工	1.05
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29	灯浮標設置・撤去	1.04
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
31	異形ブロック製作　型枠工	1.05
	異形ブロック製作　コンクリート打設工	1.05

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞	＜改正前＞
別紙２ **○特記仕様書記載例** （週休２日制適用工事（港湾関係工事）【現場閉所による週休２日工事】） 第○条　本工事は、週休２日制適用工事（港湾関係工事）である。 ２　受注者は、現場閉所による週休２日工事として取り組むこと。なお、予定価格には４週８休達成相当の経費を補正している。 ３　受注者が週休２日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休２日交替制工事に変更することができる。 ４　週休２日制の実施にあたっては、「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領（令和６年１０月版）」に基づき行うこと。 （週休２日制適用工事（港湾関係工事）【週休２日交替制工事】） 第○条　本工事は、週休２日制適用工事（港湾関係工事）である。 ２　受注者は、週休２日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には４週８休達成相当の経費を補正している。 ３　週休２日制の実施にあたっては、「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領（令和６年１０月版）」に基づき行うこと。	別紙２ **○特記仕様書記載例** （週休２日制適用工事（港湾関係工事）【現場閉所による週休２日工事】） 第○条　本工事は、週休２日制適用工事（港湾関係工事）である。 ２　受注者は、現場閉所による週休２日工事として取り組むこと。なお、予定価格には４週８休達成相当の経費を補正している。 ３　受注者が週休２日交代制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休２日交代制工事に変更することができる。 ４　週休２日制の実施にあたっては、「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領（令和５年１０月版）」に基づき行うこと。 （週休２日制適用工事（港湾関係工事）【週休２日交代制工事】） 第○条　本工事は、週休２日制適用工事（港湾関係工事）である。 ２　受注者は、週休２日交代制工事として取り組むこと。なお、予定価格には４週８休達成相当の経費を補正している。 ３　週休２日制の実施にあたっては、「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領（令和５年１０月版）」に基づき行うこと。

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞	＜改正前＞
別紙３ 〇公衆が見やすい場所への明示例 ・現場閉所による週休２日工事 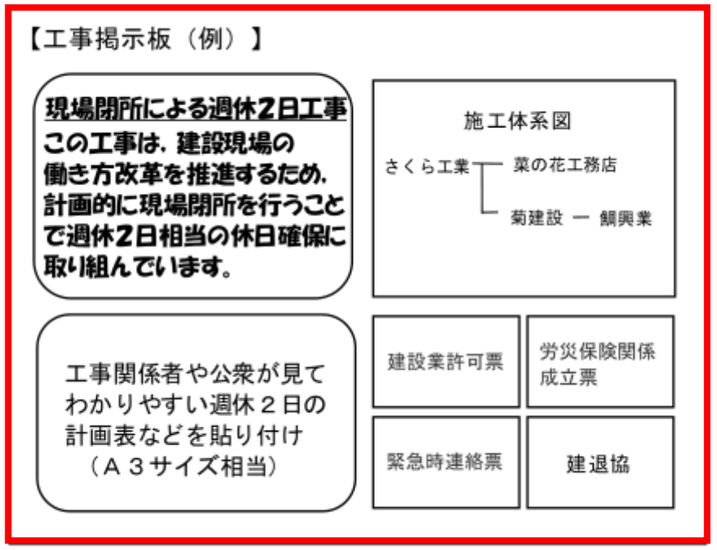 ・週休２日交替制工事 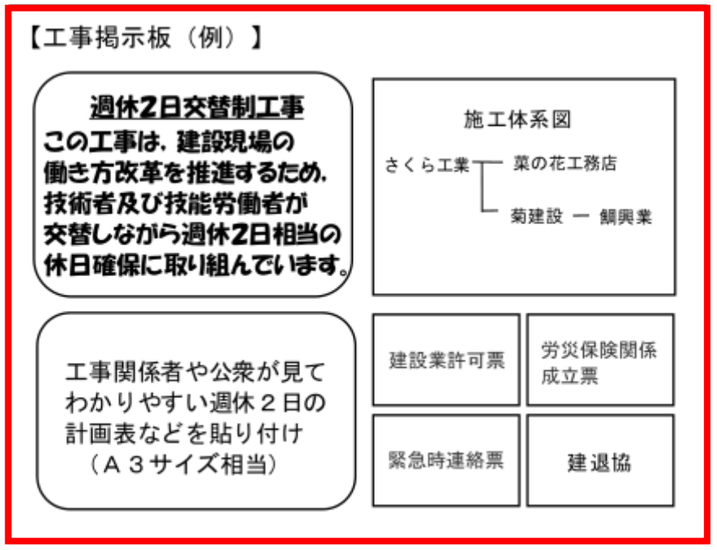 	別紙３ 〇公衆が見やすい場所への明示例 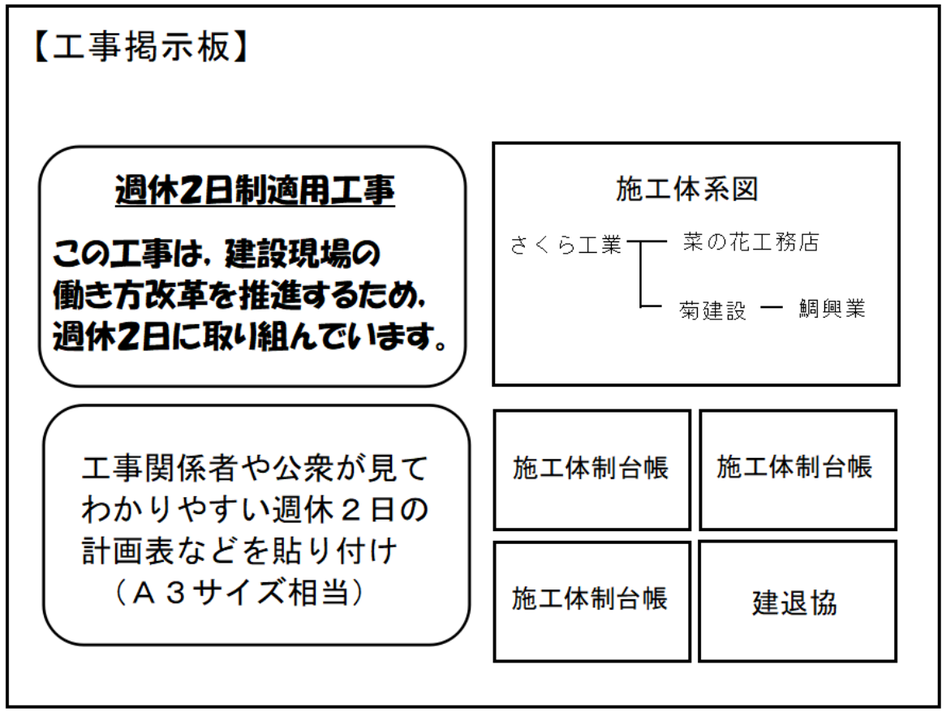

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞

別紙４

様式－１４

工　事　履　行　報　告　書

工事名	
工期	～
日付	（　　月分）　（受注者名）

月　別	予定工程　％ （　）は工程変更後	実施工程　％	備　考

変更なし

（記事欄）

記載例

【週休２日制適用工事】
○期間目の休日日数　○日／休日取得日数　○日

総　括 監督員	主　任 監督員	監督員

現　場 代理人	主　任 （監理） 技術者

＜改正前＞

別紙４

様式－１４

工　事　履　行　報　告　書

工事名	
工期	～
日付	（　　月分）　（受注者名）

月　別	予定工程　％ （　）は工程変更後	実施工程　％	備　考

（記事欄）

記載例

【週休２日制適用工事】
○期間目の休日日数　○日／休日取得日数　○日

総　括 監督員	主　任 監督員	監督員

現　場 代理人	主　任 （監理） 技術者

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞

別紙５

週休２日制適用工事　現場閉所チェックリスト（土曜日起算例）

事務所名　〇〇事務所
工事名　〇〇工事
受注者名　〇〇工務店　※現場着手日が７月１日の場合

期間	月日	曜日	計画上の閉所日	実際の閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に差異がある場合等に記載
対象外	7月1日	金			
1期間目	7月2日	土			
	7月3日	日			
	7月4日	月			
	7月5日	火			
	7月6日	水			
	7月7日	木			
	7月8日				
	7月9日				
	7月10日				
	7月11日				
	7月12日				
	7月13日				
	7月14日				
	7月15日				
	7月16日				
	7月17日				
	7月18日				
	7月19日				
	7月20日	水			
	7月21日	木			
	7月22日	金			
	7月23日	土			
	7月24日	日			
	7月25日	月			
	7月26日	火			
	7月27日	水			
	7月28日	木			
	7月29日	金			
2期間目	7月30日	土			
	7月31日	日			

変更なし

	休日日数	休日取得日数	判定
1期間目	9	9	4週8休

＜改正前＞

別紙５

週休２日制適用工事　現場閉所チェックリスト（土曜日起算例）

事務所名　〇〇事務所
工事名　〇〇工事
受注者名　〇〇工務店　※現場着手日が７月１日の場合

期間	月日	曜日	計画上の閉所日	実際の閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に差異がある場合等に記載
対象外	7月1日	金			
1期間目	7月2日	土			
	7月3日	日			
	7月4日	月			
	7月5日	火			
	7月6日	水			
	7月7日	木			
	7月8日	金			
	7月9日	土			
	7月10日	日			
	7月11日	月			
	7月12日	火			
	7月13日	水			
	7月14日	木			
	7月15日	金			
	7月16日	土			
	7月17日	日			
	7月18日	月			
	7月19日	火			
	7月20日	水			
	7月21日	木			
	7月22日	金			
	7月23日	土			
	7月24日	日			
	7月25日	月			
	7月26日	火			
	7月27日	水			
	7月28日	木			
	7月29日	金			
2期間目	7月30日	土			
	7月31日	日			

	休日日数	休日取得日数	判定
1期間目	9	9	4週8休

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞

別紙６

休日確保状況チェックリスト（土曜日起算のケース）【個人単位の様式例】

事務所名　○○事務所
工事名　○○工事
受注者　○○工務店
工期　令和○年○月○日～令和○年○月○日　（※工事着手日が７月１日のケース）

凡例　○：休日取得
月/日：休日作業（代休取得）
代：代休日
×：休日作業（代休なし）

会社名	氏名	作業従事期間 入場日	退場日	休日日数	休日取得日数	判定
A建設	○○	7月1日	8月31日	9	9	4週8休
	□□	7月1日	8月31日	9	9	4週8休
	◇◇	7月1日	8月31日	9	9	4週8休
B建設（一次下請）	●●	7月11日	8月26日	5	5	4週8休
	■■	7月11日	8月26日	5	5	4週8休
C建設（二次下請）	△△	8月8日	8月23日	—	—	—
	・・	8月2日	8月23日	—	—	—

期間別判定　4週8休

会社名	氏名	作業従事期間 入場日	退場日	休日日数	休日取得日数	判定
A建設	○○	7月1日	8月31日	12	12	4週8休
	□□	7月1日	8月31日	12	12	4週8休
	◇◇	7月1日	8月31日	12	12	4週8休
B建設（一次下請）	●●	7月11日	8月26日	12	12	4週8休
	■■	7月11日	8月26日	12	12	4週8休
C建設（二次下請）	△△	8月2日	8月23日	8	8	4週8休
	・・	8月2日	8月23日	8	8	4週8休

期間別判定　4週8休

会社名	氏名	作業従事期間 入場日	退場日	休日日数	休日取得日数	判定
A建設	○○	7月1日	8月31日	—	—	—
	□□	7月1日	8月31日	—	—	—
	◇◇	7月1日	8月31日	—	—	—
B建設（一次下請）	●●	7月11日	8月26日	—	—	—
	■■	7月11日	8月26日	—	—	—
C建設（二次下請）	△△	8月8日	8月23日	—	—	—
	・・	8月2日	8月23日	—	—	—

期間別判定　—

最終判定　4週8休

工事着手日（7月1日）以降の最初の土曜日から評価開始

毎で「週休２日」「不達成」を評価し、
下位評価のものを記載する。

作業従事期間が工事途中で終了する作業員は、
退場する日までを評価期間とする。

2日、15日、16日の場合

評価対象とする。
2期間目の末日の８月２６日まで

期間別判定で、最も下位評価のものを記載する。

代休日は、"代"と記載

休日作業を実施し、代休取得し

変更なし

※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提出すること。
※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。

＜改正前＞

別紙６

休日確保状況チェックリスト（土曜日起算のケース）【個人単位の様式例】

事務所名　○○事務所
工事名　○○工事
受注者　○○工務店
工期　令和○年○月○日～令和○年○月○日　（※工事着手日が７月１日のケース）

凡例　○：休日取得
月/日：休日作業（代休取得）
代：代休日
×：休日作業（代休なし）

会社名	氏名	作業従事期間 入場日	退場日	休日日数	休日取得日数	判定
A建設	○○	7月1日	8月31日	9	9	4週8休
	□□	7月1日	8月31日	9	9	4週8休
	◇◇	7月1日	8月31日	9	9	4週8休
B建設（一次下請）	●●	7月11日	8月26日	5	5	4週8休
	■■	7月11日	8月26日	5	5	4週8休
C建設（二次下請）	△△	8月8日	8月23日	—	—	—
	・・	8月2日	8月23日	—	—	—

期間別判定　4週8休

会社名	氏名	作業従事期間 入場日	退場日	休日日数	休日取得日数	判定
A建設	○○	7月1日	8月31日	12	12	4週8休
	□□	7月1日	8月31日	12	12	4週8休
	◇◇	7月1日	8月31日	12	12	4週8休
B建設（一次下請）	●●	7月11日	8月26日	12	12	4週8休
	■■	7月11日	8月26日	12	12	4週8休
C建設（二次下請）	△△	8月2日	8月23日	8	8	4週8休
	・・	8月2日	8月23日	8	8	4週8休

期間別判定　4週8休

会社名	氏名	作業従事期間 入場日	退場日	休日日数	休日取得日数	判定
A建設	○○	7月1日	8月31日	—	—	—
	□□	7月1日	8月31日	—	—	—
	◇◇	7月1日	8月31日	—	—	—
B建設（一次下請）	●●	7月11日	8月26日	—	—	—
	■■	7月11日	8月26日	—	—	—
C建設（二次下請）	△△	8月8日	8月23日	—	—	—
	・・	8月2日	8月23日	—	—	—

期間別判定　—

最終判定　4週8休

個人毎で「週休２日」「不達成」を評価し、
最も下位評価のものを記載する。

作業従事期間が工事途中で終了する作業員は、
退場する日までを評価期間とする。

夏期休暇３日間が８月12日、15日、16日の場合

工事着手日（7月1日）以降の最初の土曜日から評価開始（月曜日起算の場合は、月曜日から評価開始）

休日作業を実施し、代休取得していれば代休を取得した日付けを記載

代休日は、"代"と記載

工事完了日直前の１期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。
土曜日起算の場合は、金曜日までが評価対象期間となるため、２期間目の末日の８月２６日まで

期間別判定で、最も下位評価のものを記載する。

※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提出すること。
※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞	＜改正前＞
別紙７ **○労務単価等の補正における計算仕様について** 労務単価の補正 ①　労務単価(補正前) ＝ 所定内労働に対する賃金＋割増賃金 ＝ 労務単価×（ 1 ＋ K × 割増すべき時間数 ） ※整数１位四捨五入 K　：　１時間あたり割増賃金係数（職種毎に算出） ②　労務単価(補正後) ＝ 労務単価×（ 1 ＋ K × 割増すべき時間数 ）×週休２日の補正係数［1.04］ ※整数１位四捨五入 市場単価の補正 ①　市場単価（補正前） ＝ 標準単価 ×（ 1 ＋ 施工規模等補正係数 ） ※小数１位切り捨て。ただし、鉄筋加工組立については単位を t から kg へ変換して採用していることから、小数３位切捨てとする。 ②　市場単価（補正後） ＝ ①施工規模等補正後単価 × 休日確保補正係数 ※小数１位切り捨て。ただし、鉄筋加工組立については単位を t から kg へ変換して採用していることから、小数３位切捨てとする。 土木工事標準単価の補正 ①　設計単価（補正前） ＝ 土木工事標準単価 ×（ 1 ＋ 施工規模等補正係数 ） ※小数４位四捨五入 ②　設計単価（補正後） ＝ ①施工規模等補正後単価 × 休日確保補正係数 ※小数１位切り捨て	別紙７ **○労務単価等の補正における計算仕様について** 労務単価の補正 ①　労務単価(補正前) ＝ 所定内労働に対する賃金＋割増賃金 ＝ 労務単価×（ 1 ＋ K × 割増すべき時間数 ） ※整数１位四捨五入 K　：　１時間あたり割増賃金係数（職種毎に算出） ②　労務単価(補正後) ＝ 労務単価×（ 1 ＋ K × 割増すべき時間数 ）×週休２日の補正係数［1.05］ ※整数１位四捨五入 市場単価の補正 ①　市場単価（補正前） ＝ 標準単価 ×（ 1 ＋ 施工規模等補正係数 ） ※小数１位切り捨て。ただし、鉄筋加工組立については単位を t から kg へ変換して採用していることから、小数３位切捨てとする。 ②　市場単価（補正後） ＝ ①施工規模等補正後単価 × 休日確保補正係数 ※小数１位切り捨て。ただし、鉄筋加工組立については単位を t から kg へ変換して採用していることから、小数３位切捨てとする。

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞	＜改正前＞
機械経費(賃料)の補正 ①　機械経費(賃料)（補正前） ＝ 標準単価 ×（１ ＋ 長期割引率等 ） ※有効数字３桁（４桁目切り捨て ） ②　機械経費(賃料)（補正後） ＝ ①長期割引率等補正後単価 × 休日確保補正係数［1.02］ ※有効数字３桁（４桁目四捨五入 ） 間接工事費の補正 （１）共通仮設費率 ①　共通仮設費率(補正前)は、現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率とする。 共通仮設費率(補正前)の式 $K_r = a \cdot P^b$　※小数３位四捨五入 K_r　：共通仮設費率（%） P　：共通仮設費率の算出対象額（円） a、b：定数値 ②　共通仮設費率（週休２日の補正後） ②共通仮設費率（週休２日の補正後） ＝｛①共通仮設費率(補正前) × 海上輸送に要する補正係数 ＋ 施工地域・工事場所による補正値｝× 週休２日の補正係数［1.02］ ※｛ ｝は小数３位四捨五入。その後、全体を小数３位四捨五入。 （２）現場管理費率 ①　現場管理費率(補正前)現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率 現場管理費率(補正前)の式 $J_O = a \cdot N_p^b$　※小数３位四捨五入 J_O　：現場管理費率（%） N_p　：純工事費（円） a、b：定数値 ②　現場管理費率（週休２日の補正後） ②現場管理費率（週休２日の補正後） ＝｛①現場管理費率(補正前) ＋ 施工時期・工事期間等による補正値 ＋ 施工地域・工事場所による補正値｝× 週休２日の補正係数［1.03］ ※小数３位四捨五入	機械経費(賃料)の補正 ①　機械経費(賃料)（補正前） ＝ 標準単価 ×（１ ＋ 長期割引率等 ） ※有効数字３桁（４桁目切り捨て ） ②　機械経費(賃料)（補正後） ＝ ①長期割引率等補正後単価 × 休日確保補正係数［1.04］ ※有効数字３桁（４桁目四捨五入 ） 間接工事費の補正 （１）共通仮設費率 ①　共通仮設費率(補正前)は、現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率とする。 共通仮設費率(補正前)の式 $K_r = a \cdot P^b$　※小数３位四捨五入 K_r　：共通仮設費率（%） P　：共通仮設費率の算出対象額（円） a、b：定数値 ②　共通仮設費率（週休２日の補正後） ②共通仮設費率（週休２日の補正後） ＝｛①共通仮設費率(補正前) × 海上輸送に要する補正係数 ＋ 施工地域・工事場所による補正値｝× 週休２日の補正係数［1.02］ ※｛ ｝は小数３位四捨五入。その後、全体を小数３位四捨五入。 （２）現場管理費率 ①　現場管理費率(補正前)現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率 現場管理費率(補正前)の式 $J_O = a \cdot N_p^b$　※小数３位四捨五入 J_O　：現場管理費率（%） N_p　：純工事費（円） a、b：定数値 ②　現場管理費率（週休２日の補正後） ②現場管理費率（週休２日の補正後） ＝｛①現場管理費率(補正前) ＋ 施工時期・工事期間等による補正値 ＋ 施工地域・工事場所による補正値｝× 週休２日の補正係数［1.03］ ※小数３位四捨五入

「週休２日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」の一部改正　【新旧対照表】

＜改正後＞

（参考）

４週８休の確認方法（土曜日起算）

① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、４週間を１期間とする（４週間単位で確認）
② １期間（４週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に８日間の閉所日があることを確認する。
③ １期間（４週間）内に祝休日が１日ある場合では、その期間に９日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない（例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの５日間は評価対象としない。）
⑤ 工事完了日直前の１期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、１５週目の火曜日が工事完了日の場合は、１２週目の金曜日までを評価対象とし、１３週目の土曜日から１５週目の火曜日までの１８日間は評価対象としない）。

変更なし

４週８休の確認方法

① 起算日は、工事着
② １期間（４週間）
③ １期間（４週間）
④ 工事着手日が火曜
工事着手日の場合
⑤ 工事完了日直前の
ことを確認する。
祝休日も評価対象）。
（例えば、水曜日が
（例えば、１５週目の木曜日が工事完了日の場合は、１２週目の日曜日までを評価対象とし、１３週目の月曜日から１５週目の木曜日までの１８日間は評価対象としない）。

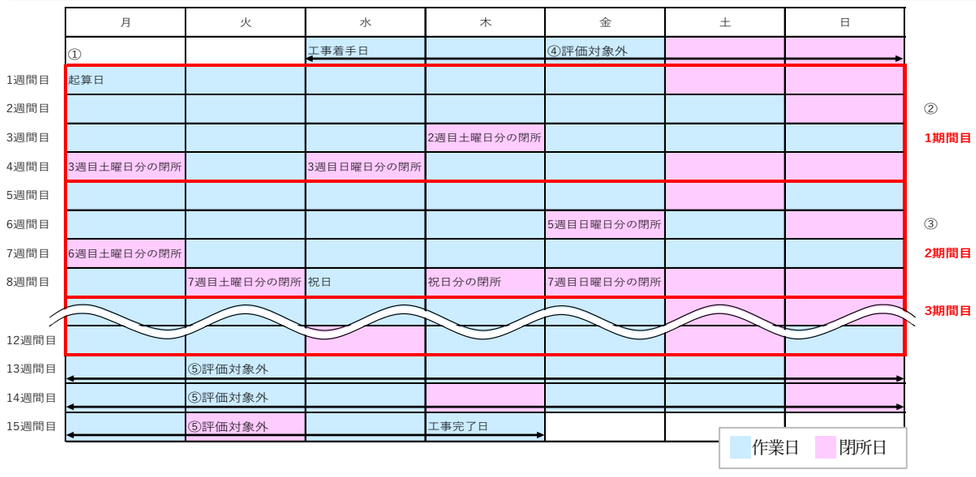

＜改正前＞

（参考）

４週８休の確認方法（土曜日起算）

① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、４週間を１期間とする（４週間単位で確認）
② １期間（４週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に８日間の閉所日があることを確認する。
③ １期間（４週間）内に祝休日が１日ある場合では、その期間に９日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない（例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの５日間は評価対象としない。）
⑤ 工事完了日直前の１期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、１５週目の火曜日が工事完了日の場合は、１２週目の金曜日までを評価対象とし、１３週目の土曜日から１５週目の火曜日までの１８日間は評価対象としない）。

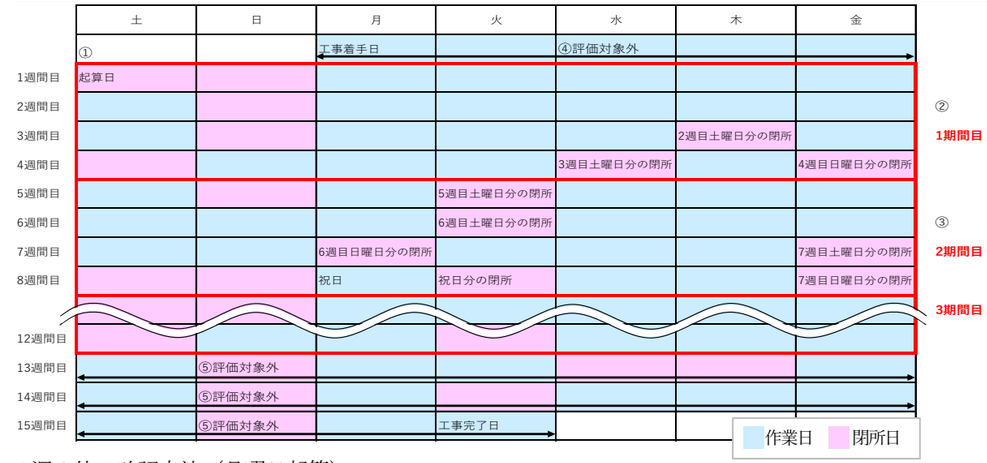

４週８休の確認方法（月曜日起算）
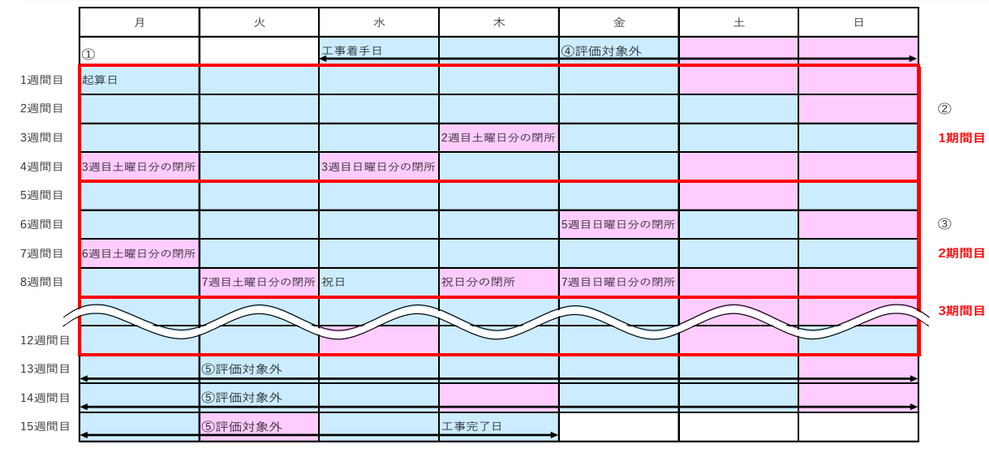
⑥ 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、４週間を１期間とする（４週間単位で確認）
⑦ １期間（４週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に８日間の閉所日があることを確認する。
⑧ １期間（４週間）内に祝休日が１日ある場合では、その期間に９日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
⑨ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない（例えば、水曜日が工事着手日の場合では、その週の水曜日から日曜日までの５日間は評価対象としない。）
⑩ 工事完了日直前の１期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、１５週目の木曜日が工事完了日の場合は、１２週目の日曜日までを評価対象とし、１３週目の月曜日から１５週目の木曜日までの１８日間は評価対象としない）。